

事務連絡
2011. 4.

都道府県漁業協同組合連合会 御中
県漁業協同組合 御中
業種別漁業者団体 御中

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構
事業部

漁業経営体質強化対策事業の体質強化グループ活動支援事業 で取得した資産の財産処分について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

漁業経営体質強化対策事業の体質強化グループ活動支援事業で機器の導入を図られた漁業者グループにおかれては、省エネや経営改善に鋭意取り組まれていることと拝察いたします。

3月11日に発生した東日本大震災の地震及びそれに伴う津波により太平洋沿岸を中心に広く漁業被害が発生しています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、この地震、津波により体質強化グループ活動支援事業で導入された一部の機器について損壊、冠水、流失等で被害を受け使用できなくなったものがあると聞き及んでおります。

このため、使用できなくなった機器類について補助関係を終了とすることとし、対象となる機器について漁業者グループから下記により報告して頂きますようお願いいたします。

記

1. 提出資料

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について（平成23年2月2日付け22経第1726号大臣官房経理課長通知）による。

この通知の第7条（災害被害財産等に係る承認申請書等）に該当する漁業者グループは別紙様式7号「災害報告書」の提出をお願いします。

なお、この報告はグループ毎に提出していただきますが、都道府県域にあつては域内の取り纏めをお願いいたします。

様式等については、当機構ホームページに掲載しておりますがご不明な点、資料が必要な場合は、当機構 E-mail アドレスへご一報下さい。

<お問い合わせ及び申請書等送付先>

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（略称:水漁機構）

事業部 体質強化グループ活動支援事業担当

〒101-0047

東京都千代田区内神田二丁目2番1号 鎌倉河岸ビル5階

TEL : 03-6866-7111 FAX : 03-6866-7114

E-mail : taishitsukyoka@fpo.jf-net.ne.jp

水漁機構ホームページ : <http://www.jf-net.ne.jp/fpo/index.html>

***なお、17補正（事業主体：全漁連）、19補正（事業主体：**

大水・補助事業者：全漁連）で実施した、省燃油型沿岸漁業

者協業化推進事業、漁業者協業化取組支援事業、沿岸グルー

プ活動支援事業の各事業についても同様に提出願います。